税法の解釈適用における私法上の認定事実

〜包括的租税回避否認規定の位置付け〜

事実認定と税法の解釈適用の関係

1

ることは許されないことを の存在自体を、税法の解釈 論じたものである。 適用の場面において否定す る法的効果又は経済的成果 法律行為により発生してい と評価できる渡辺伸平判事 発表された古典的な名論文 はこれを絶対に否定できな に形成された法律効果自体 からでも、私法上全く有効 (注1)。その意味内容 (当時) による指摘である 現実に有効に成立した

が形成されるというもので が前提とされて、その認定 せば、次のとおりである。 の形成の認定プロセスを示 適合させて、租税法律関係 税法の条文(課税要件)に 効果・経済的成果等(事実) 用の問題は、私法上の法律 生起した事実の把握と認識 釈適用による租税法律関係 ある。このような私法上の された事実を、解釈された 「事実の確定」と税法の解 すなわち、税法の解釈適

税法の解釈 ② 🗕 《税法の適用

意思の有無」等の税法固有 域であり、②の税法の解釈 の私法上の領域に、②の領 適用は税法固有の領域の問 の要因の介在する余地はな 域の要因である「租税回避 題である。したがって、① 定」の私法上の領域の問題 前記の①の「事実の確 。その租税回避意思は、 プロセスは、私法上の領 ここで、 ①の事実の確定 2

採用であると認定する「事 成果に即した他の法形式の 真の意図は、法的、経済的 否認」、当事者間の採用し 実認定の実質主義」が含ま た法形式と現実の法的、経 ている場合、当事者間の 的成果との間に齟齬を来

法形式」により顕現されて いる私法上の法的、経済的 採用した「異常、不合理な 避行為の否認」の法理は、 成果(真実に存在する事実 「講学上(狭義)の租税回 これに対して、本来の

②の領域の問題として機能 条件付債務放棄と置き換え 式を何らの根拠もなく停止 解除条件付債権放棄の法形 領域において確定している 訴審判決は、私法上の⊕の である。また、興銀事件控 た武富士事件の控訴審判決 誤ったのが、住所認定にお することになる。この点を て税法を適用した誤謬を犯 したのである(注2)。 いて租税回避意思を重視し

避行為の否認法理との関連 私法上の事実と広義の租税回

て課税する「仮装行為の は、真実の法形式を認定 否定するものではないこと 私法上全く有効に形成され ものである。この場合も、 課税関係を形成するという 課税要件規定に当て嵌めて 為」に引き直して、税法の ①の領域)を前提とし た法的・経済的成果自体を る「他の通常の合理的行 いてのみ、これと同様の法 に留意すべきである。 冒頭引用した、渡辺判事 経済的成果を生じさせ

との点にある。ところが、 現実の課税実務及び司法実 の指摘する論理の意義は、 である同族会社の行為 の租税回避行為の 場合は①の私法上の領域、

失念されている事例が見ら 係る包括的否認規定の適用 計算の否認又は組織再編に において、かかるルールが れるのである。そこに、現 在の租税回避行為否認の混

の否認規定の適用における 法が、同族会社の行為計算 対応的調整の減額規定の創 迷がある。その象徴的な立

3 租税回避行為否認の混迷とそ

払いの必要経費控除が認め れるが、対応的調整は機能 出として贈与の認定がなさ 対する過大管理料の支払い 管理料部分は非対価性の支 合、①の私法上の領域にお いて、実質主義により過大 否認できないことになる。 規定によれば、株主が同族 しない。一方、同族会社に 同族会社の行為計算の否認 会社に過大管理料を支払っ えるはずもない。この場 かしながら、その過大支 同族会社に対する支払は 創設規定(通説)である えよう。 拠が異なる合理的な理由は 問題とを混同したことによ 認」と私法上の事実認定の 態を招来するのである。こ 応的調整は認められないと 族会社に対する否認は、 応的調整が認められ、非同 る混迷を象徴するものとい 義)の租税回避行為の否 同族会社の行為計算の否 の否認規定による否認は対 対する同族会社の行為計算 認、すなわち、「講学上(狭 いう説明不能な不合理な事 が、現行法の下における

税法固有の領域に属する問 払の相手先が非同族会社の を否認しているのは、②の 認規定により、その経費性 を同族会社の行為計算の否 題である。そうすると、支 うことになるが、そもそ 同様の行為の否認の根 被相続人の相続税の計算上 債務控除した申告につき、 取)、未払金として、その 価額で買い取り(高価買 前に同族会社が保有する値 行為計算の否認)を適用し たのが、被相続人が、死亡 がりした土地建物を帳簿 これと同様の誤謬を犯し その高価部分の債務控



中央大学教授

18年10月25日判決の事例で 除を否認した大阪地裁平成 面による贈与債務として、 高価部分の未払債務は、 基通7-3-1参照)、その 契約であると認定して(法 価買取りの売買契約の実質 れない。この場合、当該高 在(効力)を否定して債務 金の私法上の法的効力が否 ある。すなわち、当該未払 除できるのは当然であり、 高価部分の贈与契約の混合 は、時価による売買契約と 控除を否認することは許さ 定できない以上、未払債務 て、①の税法上の領域にお を承継した相続人が債務控 いてのみ当該未払債務の

の事件は、適格合併に係る 係る包括的否認規定(法人 被合併法人の繰越欠損金の 税法132の2) 最近、報道されたヤフー が適用さ

、は、「私法上の法形成

らせば、明らかであろう。 に相続が開始した場合に照 買代金を現金で支払った後 とになる。このことは、売 当該債務を債務控除するこ 木払金の存在という法的、 売買契約による高価部分の 実を、②の領域の税法の解 の私法上発生している合併 要件を充足しているという 併法人の特定役員でもある し、同法人 法人の正式な機関が承認 されない。現実に、被合併 す」ことは不可能であり許 領域におい 法的事実を、②の税法上の 役員(副社長)に就任した 取締役が被合併法人の特定 この場合も、ヤフーの代表 ster No.416、4~5頁)。 役員(副社長)に就任した 取締役が被合併法人の特定 いう真実に 当事会社の ことになる。したがって、 営参加要件 ヤフーの代 任された以 為として否認して「引き直 ないとして、同条の包括的 包括的否認規定により、① 会社の特定役員就任という という法的事実により、経 れたようである(T&Ama 否認規定により否認がなさ ことは形式的なものに過ぎ である合併当事 表取締役は被合 存在する法的事 特定役員就任と 上、私法上は、 の特定役員に選 て、租税回避行

(注1) 渡辺伸平「税法上 (注2) 中里実執筆担当・ 輯1号(1967年)28頁。 の所得を巡る諸問題」 税訴訟の最前線』有斐閣 中里実・太田洋・弘中聡 浩·宮塚久編著『国際租 (2010年) 47頁~61 『司法研究報告書』第19

限界を逸脱しているという るのは、その否認の法理の 法上、不存在として否認す 経済的成果を否定して、税

ことである。

る。その否認の主たる根拠 かかわらず、ヤフーの代表 継要件を充足しているにも 経営参加要 された事案であ り許されない。 釈適用においてのみ特定役 員に就任していないと認定 撞着に陥っているものであ (擬制) することは、自家

の実質主義・租税回避防止 の租税回避行為の否認」の ①の私法上の領域における の場合、仮に、否認できな 渡辺判事の指摘を再認識す 私法上全く有効に形成され 等如何なる理由からでも、 実が見られる。 意義が正解されていない現 織再編に係る包括的否認規 あり、②の税法の領域の組 義の否認によるべきもので のであれば、その否認は、 役員の就任ではないという 被合併法人の特定役員が形 いのは不正義であるという 対に否定できない」という ここでも、「講学上(狭義) 定の適用の問題ではない。 仮装行為の否認又は実質主 式的であり、実質的な特定 べきである。その上で、こ た法律効果自体はこれを絶 我々は、再度、「税法上 この課税の根拠が、当該

とはできない「私法上 いるのは、かかる否認が 課税がある」と指摘して の取引があり、その後の を無視して課税を行うこ 許されないことを指摘し

ているのである。

現されている場合に限る等 前に特定役員引継要件が実

の個別規定を措定して制限

た上で、特定資本関係形成 のであれば、それを証明し

すべきである。

<u></u>